

令和 6 年度授業料免除申請要項（前期）

鳥羽商船高等専門学校

I 授業料免除の種類について

(1) 高等教育の修学支援新制度による授業料減免

- ・対象学年：本科4年生以上、専攻科生
- ・住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の学生を対象とした修学支援新制度です。支援区分によって授業料の全額または一部が減免されます。日本学生支援機構給付奨学金の認定要件（学業成績、家計の経済状況）を満たす必要があります。また、原則、給付奨学金にも申請が必要となります（別途手続き必要）。

【参考】

- ・日本学生支援機構給付奨学金ページ

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/index.html>

- ・支援区分について

支援区分	算定基準額	減免額
第Ⅰ区分	学生及び生計維持者の市区町村民税所得割が非課税であること	満額減免（117,300円）
第Ⅱ区分	学生及び生計維持者の算定基準額の合計が100円以上～25,600円未満	2/3減免（78,200円）
第Ⅲ区分	学生及び生計維持者の算定基準額の合計が25,600円以上～51,300円未満	1/3減免（39,100円）
第Ⅳ区分 （多子世帯※）	学生及び生計維持者の算定基準額の合計が51,300円以上～154,500円未満	1/4減免（29,350円）

※第Ⅳ区分は、多子世帯支援（扶養する子の数が3人以上である世帯）が対象。

算定基準額：市町村民税の所得割の課税標準額×6%－（調整控除の額＋税額調整額）

（政令指定都市に市民税を納税している場合は、（調整控除の額＋税額調整額）に3/4を乗じた額）

※2022年（1月1日～12月31日）の収入に基づく2023年度住民税情報で算定します。

※日本学生支援機構の「進学資金シミュレーター」にて大まかに対象となるかどうかを調べることができます。

「進学資金シミュレーター」

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/oyakudachi/shogakukin-simulator.html>

【提出書類】

- ・現在認定されておらず、令和6年度前期に初めて申請する学生

(A 様式1) 大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者の認定に関する申請書

(2) 災害等による授業料免除

・対象学年：全学年

・授業料の納付期限前 6 月以内（4 月新入学生については、入学前 1 年以内）において、学資負担者が死亡した場合または学生若しくは学資負担者が風水害の災害を受けた場合で、授業料の納付が著しく困難であると認められる学生が対象となる免除制度です。家計状況により、授業料の半額または全額が免除となります。

本科 4 年生以上、専攻科生の場合は、原則、(1) の新制度による減免と給付奨学金を併せて申請する必要があります。ただし、(1) の新制度による減免の対象外となることが明らかである学生は、本制度のみの申請も可能です。

【参考】

・(1) の新制度による減免と併せて申請し、両方の制度で認定された場合、免除額の高い方が適用されます。

・風水害の災害には、新型コロナウイルス感染症も含まれます。新型コロナウイルス感染拡大に伴い、以下①～③のすべてに該当し、かつ、経済的に授業料の納付が困難である場合に申請が可能となります。

①国や地方公共団体が、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による収入減少があった者等を支援対象として実施する公的支援の受給証明書（対象の公的支援は新制度の例に準ずる）の提出があった場合、又は事由発生後の所得が事由発生前の年間所得と比較し 1/2 以下となっていること。

②事由発生後の所得が機構の通常の授業料等免除制度の基準の範囲内となっていること。

③家計急変の理由が新型コロナウイルス感染症の感染拡大によるものであるという保護者からの申立書（様式自由）があり、またその理由が妥当だと判断できること。

※事由発生後の所得については、事由発生後の所得を証明する書類（給与明細等）を基に算出することとし、直近三ヶ月分を 4 倍した金額を基に判定することを原則とする。

【提出書類】

申請書

・（様式 1 - 1）授業料免除申請書

※ただし、(1) の新制度による減免と併せて申請する場合は不要

その他の申請書類一式

・2024 年度所得証明書（学生を含む世帯全員分）

・住民票（学生を含む世帯全員分）

・事由発生前と後の収入のわかる書類（給与明細等（発生後については、直近三ヶ月分））

・罹災証明書等災害を受けたことがわかる書類

※新型コロナウイルス感染拡大に伴う家計急変の場合は、公的支援の受給証明書等

- ・(新型コロナウイルス感染拡大に伴う家計急変の場合のみ) 家計急変の理由が新型コロナウイルス感染症の感染拡大によるものであるという保護者からの申立書(様式自由)
- ・(様式2) 家族状況等申告書
- ・(様式3) 給与支給(見込)証明書
- ・(様式4) 退職及び退職金支給証明書
- ・(様式5) 無収入申立書
- ・(様式6) 母子・父子世帯等申立書
- ・(様式7) 在学及び就学状況等証明書
- ・(様式8) 長期療養者に係る支出(見込)額等申立書
- ・(様式9) 主たる学資負担者(家計支持者)別居に係る支出(見込)額等申立書
- ・様式2を記入し、該当する書類

※様式3~様式9については、様式2を記入し、該当する書類のみ提出してください。

(3) 私費留学生に対する授業料免除

- ・対象学年：全学年
- ・在留資格が「留学」で、国費外国人留学生又は外国政府派遣留学生のいずれにも該当しない学生(以下、「私費留学生」という。)のうち、経済的理由によって授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる学生が対象となる免除制度です。家計状況により、授業料の半額または全額が免除となります。

【提出書類】

申請書

- ・(様式1-1) 授業料免除申請書

その他の申請書類一式

- ・2024年度所得証明書(学生分)
- ・2023年度受けた給付型奨学金の金額が確認できる書類(奨学金の採用決定通知、通帳のコピー等)
- ・2023年度の父母等からの仕送り及び親戚・知人等からの援助等の金額が確認できる書類(通帳のコピー等)
- ・その他2023年度の給与等の収入の確認できる書類(給与明細等)

(4) その他特別な事由による授業料免除

- ・対象学年：全学年（一部学年制限有り）
- ・以下のいずれかの場合に該当し、経済的に授業料の納付が困難であると認められる学生が対象となる免除制度です。家計状況により、授業料の半額または全額が免除となります。
 - ① 授業料納付期限 6 月以内において、学資負担者の失職等により著しい家計急変があった場合。
 - ② 在学期間が超える等、就学支援金の受給資格のない本科 3 年生以下の学生であり、かつ、学業優秀と認められる場合。
 - ③ 就学支援金の受給対象となる本科 3 年生以下の学生のうち、課税証明書が発行されない等の理由により、就学支援金の加算が認められないまたは申請できない学生で、かつ学業優秀と認められる場合。

【提出書類】

申請書

- ・（様式 1-1）授業料免除申請書

その他の申請書類一式

- ・ 2024 年度所得証明書（学生を含む世帯全員分）
- ・ 住民票（学生を含む世帯全員分）
- ・（様式 2）家族状況等申告書
- ・（様式 3）給与支給（見込）証明書
- ・（様式 4）退職及び退職金支給証明書
- ・（様式 5）無収入申立書
- ・（様式 6）母子・父子世帯等申立書
- ・（様式 7）在学及び就学状況等証明書
- ・（様式 8）長期療養者に係る支出（見込）額等申立書
- ・（様式 9）主たる学資負担者（家計支持者）別居に係る支出（見込）額等申立書
- ・ 様式 2 を記入し、該当する書類

※様式 3～様式 9 については、様式 2 を記入し、該当する書類のみ提出してください。

II 書類提出期限・提出先について

【提出期限】

- ・申請書：令和6年4月24日
- ・申請書以外の提出必要書類：令和6年6月20日

【提出先】

〒517-8501 三重県鳥羽市池上町1番1号
鳥羽商船高等専門学校 学生課学生生活係

III 選考結果について

- ・選考結果は、学生・保護者等宛に文書で通知します。

IV 注意事項について

- ・申請書類に不備・不足等がある場合は受付できません。
- ・提出期限までに申請書類が提出されなかった場合は、申請がなかったものとみなします。
- ・提出期限後の提出については受付できません。
- ・申請書類等に虚偽があったときは、許可を取消す場合があります。
- ・前期申請時に前期分と後期分を一括申請したときでも、選考はそれぞれ各期に行うため、前期と後期で選考結果が異なる場合があります。
- ・前期は4月1日、後期は10月1日現在の状況をもとに選考を行います。
- ・授業料免除等の申請に伴う許可、不許可が決定されるまでの間、その申請に係る授業料の徴収は猶予されます。
- ・ご不明な点等ありましたら、学生課学生生活係（TEL：0599-25-8033）までお問い合わせください。

IV 授業料免除年間スケジュール

時期	スケジュール	結果通知
4月	・申請者全員→前期授業料免除 申請書提出期間（締切：令和6年4月24日）	
5月	・(1) 申請者のうち給付奨学金未申請者→給付奨学金申請（締切：令和6年5月22日）	
6月	・(2)～(4) 申請者→前期授業料免除 申請書以外の提出必要書類提出期間（締切：令和6年6月20日） ※所得証明書は2024年度のものをご準備ください。	
7月		・(1) の申請者へ結果送付（予定）
8月		・(2)～(4) の申請者へ結果送付（予定）
9月	・後期授業料免除 書類提出期間（予定）	
10月	・(1) 申請者のうち給付奨学金未申請者→給付奨学金申請（予定）	
11月		・(1) の継続申請者へ結果送付（予定） ・(2)～(4) の申請者へ結果送付（予定）
12月		・(1) の申請者へ結果送付（予定）
1月		
2月	・(1) の認定者 継続願提出期間（予定）	
3月		

※ (1)：高等教育の修学支援新制度による授業料減免

(2)：災害等による授業料免除

(3)：私費留学生に対する授業料免除

(4)：その他特別な事由による授業料免除

V 申請書類様式

(A 様式 1) 大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者の認定に関する申請書
(様式 1-1) 授業料免除申請書
(様式 2) 家族状況等申告書
(様式 3) 給与支給（見込）証明書
(様式 4) 退職及び退職金支給証明書
(様式 5) 無収入申立書
(様式 6) 母子・父子世帯等申立書
(様式 7) 在学及び就学状況等証明書
(様式 8) 長期療養者に係る支出（見込）額等申立書
(様式 9) 主たる学資負担者（家計支持者）別居に係る支出（見込）額等申立書
参考：（任意様式）家計急変の理由が新型コロナウイルス感染症の拡大によるものであるという申立書